

意見書

名古屋言友会 飯村大智（言語聴覚士・筑波大学大学院人間総合科学研究科博士後期課程）

私は吃音に携わる臨床家（言語聴覚士）として、また学生の就学支援に関わる者として、意見を述べたいと思います。

表題の件は、英語力について「話す・書く」を含めた4技能で評価することですので、従来に比べて実践性が高く、グローバル社会に向けて非常に有用な手段と拝察します。

一方で、何らかの障害のある学生の立場から考えますと、この試験の実施にあたっては、障害に対する配慮、あるいは障害特性を加味した上での評価が必要となります。「話す」能力に関して言えば、吃音は発話の流暢性の障害のひとつですが、有症率は1%と、決して珍しくはなく、小倉智昭、江崎玲於奈、重松清など、各分野で活躍している人も少なくありません。

誤解されやすいのですが、吃音で障害されるのは、あくまでも発話の流暢性のみです。「話す」の過程には、質問に対する理解、話す内容の組み立て、実際の音声表出（発声や発音）等が含まれます。しかし、試験において評価の対象となるのは、実際に外に現れる音声表出の部分のみです。このように、音声表出に限局した障害がある場合、その前段階を含めた総合的な能力は評価できないため、吃音のある人が不利になってしまうこと予想がされます。

高等教育機関では、障害のある学生、特に近年では、発達障害に対する合理的配慮の整備が急速に進められています。吃音は、発達障害者支援法の対象疾患に含まれているものの、十分な理解や配慮が得られていない現実があることから、本件が現場に追い打ちをかける結果になる可能性を懸念しています。^{*1}

以上のことから、吃音のある学生に対して、適切な配慮、あるいは吃音を考慮しての評価を求めます。吃音は症状に変動性があるのが特徴で、症状が出やすい環境や、反対に出にくい環境があります。試験は学生が自分の能力を出し切ることが期待される場ですから、吃音のある人に対してもそのように、最大限の能力を出せるような環境を作ることが必要だと考えます。具体的には、他の障害でも一般的な配慮である、制限時間の延長や、あるいは、吃音は電話など非対面場面で症状が出やすくなりますので、タブレット以外の形式での実施、総合的な評価における「話す」の部分の重みづけの変更、非流暢性を加味した上での評価等が求められます。

以上

¹ 飯村大智. (2016). 高等教育機関における吃音者の困難と合理的配慮について. 聴覚言語障害, 45(2), 67-78